



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第56号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

(1) 平成26年度組織改正を次のように行うこととした。

部	課	改正の概要
総務部	管財課	「財産活用推進室」を設置
商工労働部	観光振興課	「神々の国プロジェクト推進室」を廃止
土木部	技術管理課	「長寿命化推進室」を設置

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成26年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表総務部の部総務課の項中「公益法人制度改革スタッフ」を「公益法人スタッフ」に改め、同部管財課の項中「、公有財産グループ、県有施設管理改革スタッフ」を削り、同部営繕課の項中「、施設保全スタッフ」を削り、同部総務事務センターの項中「、経理第四グループ」を削り、同表防災部の部消防総務課の項中「、防災情報スタッフ」を削り、同部原子力安全対策課の項中「原子力安全対策グループ」を「原子力安全対策第一グループ、原子力安全対策第二グループ」に改め、同表地域振興部の部地域政策課の項中「総務予算グループ」の次に「、地域エネルギーグループ」を加え、同表環境生活部の部自然環境課の項中「自然公園グループ」を「自然公園管理グループ、自然公園整備グループ」に改め、「、隠岐ジオパーク推進スタッフ」を削り、同表健康福祉部の部地域福祉課の項中「生活保護支援スタッフ」を「生活保護・生活困窮者支援スタッフ」に改め、同部医療政策課の項中「地域医療支援グループ」を「地域医療支援第一グループ、地域医療支援第二グループ」に改め、「、医療企画スタッフ」を削り、同部健康推進課の項中「、歯科保健推進スタッフ」を削り、同表農林水産部の部農地整備課の項中「、特定中山間事業担当スタッフ」を削り、同表商工労働部の部観光振興課の項中「誘客推進グループ」の次に「、観光政策スタッフ」を加え、同部産業振興課の項中「地域産業創造グループ」の次に「、海外展開支援スタッフ」を加え、同表土木部の部用地対策課の項中「収用管理スタッフ、国土調査スタッフ」を「収用・国土調査スタッフ」に改め、同条第2項の表農林水産部商工労働部の項中「農林水産品グループ」の次に「、6次産業推進スタッフ」を加え、同条第5項の表人事課の項の次に次のように加える。

管財課	財産活用推進室	公有財産グループ、財産活用推進スタッフ、施設保全スタッフ
-----	---------	------------------------------

第12条第5項の表観光振興課の項を次のように改める。

観光振興課	しまねの魅力発信室	広報戦略グループ、観光宣伝グループ
-------	-----------	-------------------

第12条第5項の表土木総務課の項の次に次のように加える。

技術管理課	長寿命化推進室	
-------	---------	--

第14条第1項の表総務部の部管財課の項を次のように改める。

管財課

- (1) 県庁舎（県議会議事堂を含む。以下同じ。）及び県庁舎内諸施設の維持管理に関する事。
- (2) 県庁舎内及び県庁構内の秩序維持に関する事。
- (3) 職員宿舎に関する事。
- (4) 土地開発基金に関する事。
- (5) 公有財産の取得、管理及び処分に関する事（財産活用推進室）。
- (6) 県有財産の有効活用の推進に関する事（財産活用推進室）。
- (7) 県有施設の維持管理及び保全に関する事（財産活用推進室）。
- (8) 県有施設の長寿命化に関する事（財産活用推進室）。
- (9) 国有資産等所在市町村交付金に関する事（財産活用推進室）。
- (10) 県有財産の火災共済に関する事（財産活用推進室）。

第14条第1項の表総務部の部営繕課の項第1号中「第4号及び第5号において同じ。」を削り、同項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同表地域振興部の部地域政策課の項第3号中「財団法人しまね海洋館」を「公益財団法人しまね海洋館」に改め、同表環境生活部の部環境生活総務課の項第6号中「財団法人しまね女性センター」を「公益財団法人しまね女性センター」に改め、同部自然環境課の項第9号中「隠岐ジオパークの支援及び推進」を「隠岐世界ジオパークの支援」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉総務課の項第7号中「要援護者」を「要配慮者」に改め、「こと」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同部地域福祉課の項に次の1号を加える。

- (6) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関する事。

第14条第1項の表健康福祉部の部薬事衛生課の項第6号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同表農林水産部の部農業経営課の項中第18号を第19号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 農地の集積及び集約化の促進に関する事。

第14条第1項の表農林水産部の部食料安全推進課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同部農地整備課の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、同部の次に次の1号を加える。

- (6) 本庄工区の周辺整備の調整に関する事。

第14条第1項の表農林水産部の部農地整備課の項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、同表商工労働部の部商工政策課の項第6号中「財団法人くにびきメッセ」を「一般財団法人くにびきメッセ」に改め、同部観光振興課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「社団法人島根県観光連盟」を「公益社団法人島根県観光連盟」に改め、同部産業振興課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同表土木部の部技術管理課の項に次の1号を加える。

- (7) 公共土木施設の長寿命化の推進に関する事（長寿命化推進室）。

第14条第1項の表土木部の部建築住宅課の項第18号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同条第2項の表農林水産部・商工労働部の部しまねブランド推進課の項中第8号を第9号とし、同項第7号中「社団法人島根物産協会」を「一般社団法人島根県物産協会」に改め、同部同項第8号とし、同項中第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 6次産業・農商工連携の推進に関する事。

第16条第2項の表課の項の次に次のように加える。

センター	副センター長	センター長を補佐する。
------	--------	-------------

第20条中「科」の次に「、指導所」を加える。

第21条第2項の表県民局の部を次のように改める。

県民局	総務課	総務第一係、総務第二係
	地域振興課	

	観光振興課	
	税務課	

第21条第2項の表県土整備局の部業務部の項を次のように改める。

業務部	総務課	総務係
	用地課	用地係

第21条第8項の表農林局の部総務企画部の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条第2項の表東部県民センターの部総務管理部の項中「総務第一係、総務第二係」を「総務係」に改め、同表西部県民センターの部総務企画部の項中「総務第一係、総務第二係」を「総務係」に、「施設管理第一係、施設管理第二係」を「施設管理係」に改める。

第30条第2項第1号を削り、同項第2号中「関する」の次に「相談、」を加え、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第36条第3項の表松江保健所の部総務保健部の項を次のように改める。

総務保健部	総務課	
	心の健康支援課	
	健康増進課	
	医事・難病支援課	難病・結核係、医事係

第36条第4項の表環境衛生部の項第8号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第43条第2項中「、相談・判定課及び総務・支援企画スタッフ」を「及び相談・判定課」に改める。

第46条第2項の表西部農林振興センターの部総務企画部の項を次のように改める。

総務企画部	総務課	
	総合振興スタッフ	
	調査計画スタッフ	
	国営担当スタッフ	

第46条第2項の表西部農林振興センターの部林業部の項を次のように改める。

林業部	林業振興課	林業振興第一係、林業振興第二係
	森林保全課	
	浜田地域林業普及課	

第46条第6項の表東部農林振興センター松江農業普及部の項中「安来地域振興課」を「安来地域振興第一課、安来地域振興第二課」に改め、同条第9項の表総務企画部の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 国営土地改良事業に関すること。

第46条第9項の表総務企画部の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第55条第3項の表以外の部分中「科」の次に「、指導所」を加え、同項の表を次のように改める。

部	科、指導所、スタッフ又は担当
総合調整部	総務担当、漁業無線指導所、栽培漁業科
漁業生産部	利用化学科、海洋資源科
内水面浅海部	総務担当、企画広報スタッフ、内水面科、浅海科

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部業務部の項を次のように改める。

業務部	総務課	総務係
	契約業務課	契約業務係

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部業務部の項の次に次のように加える。

用地部	用地第一課	用地第一係
	用地第二課	用地第二係
	用地第三課	用地第三係
	用地スタッフ	

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部土木工務部の項を次のように改める。

土木工務部	土木工務第一課	土木工務第一係
	土木工務第二課	土木工務第二係
	土木工務第三課	土木工務第三係
	土木工務第四課	土木工務第四係
	都市整備課	都市整備係
	松江北道路スタッフ	

第64条第2項の表雲南県土整備事務所の部維持管理部の項中「維持第二係」の次に「維持第三係」を加え、同部農林工務部の項中「ほ場整備課」を「ほ場・防災課」に、「ほ場整備係」を「ほ場・防災係」に、「農道・防災課」を「農道整備課」に、「農道・防災係」を「農道整備係」に改め、同部土木工務部の項中「土木工務第二係」を削り、「土木工務第三係」を「土木工務第二係」に、「土木工務第四係」を「土木工務第三係」に改め、同表出雲県土整備事務所の部業務部の項を次のように改める。

業務部	総務課	総務係
	契約業務課	契約業務係

第64条第2項の表出雲県土整備事務所の部業務部の項の次に次のように加える。

用地部	用地第一課	用地第一係、用地第二係
	用地第二課	用地第三係
	街路・高速道路用地スタッフ	

第64条第2項の表出雲県土整備事務所の部維持管理部の項中「管理第一係」の次に「管理第二係」を加え、「管理第二係」を「管理第三係」に改め、同部農林工務部の項中「水利係」を削り、同表浜田県土整備事務所の部業務部の項を次のように改める。

業務部	総務課	総務係
	契約業務課	契約業務係
	用地第一課	用地第一係、災害用地係
	用地第二課	用地第二係

第64条第2項の表浜田県土整備事務所の部維持管理部の項中「管理係」を「管理第一係、管理第二係」に、「大長見ダム係、御部ダム係」を「大長見ダム管理係、御部ダム管理係」に改め、同部農林工務部の項を次のように改める。

農林工務部	農村整備課	
	農道整備第一課	農道整備第一係
	農道整備第二課	農道整備第二係
	治山・林道第一課	治山・林道第一係
	治山・林道第二課	治山・林道第二係

第64条第2項の表浜田県土整備事務所の部土木工務部の項中

「

災害工務課		を
-------	--	---

」

「

「

災害工務課	災害工務係
-------	-------

」に改め、同表益田県土整備事務所の部業務部の

「

総務課	
-----	--

」を

「

総務課	総務係
-----	-----

」に改め、同部維持管理部の項及び農林工務部の

項を次のように改める。

維持管理部	管理第一課	管理第一係
	管理第二課	管理第二係、管理第三係
	維持課	維持第一係、維持第二係
農林工務部	農村整備課	農村整備係
	農道・防災課	農道・防災係
	治山・林道課	治山・林道係

第64条第4項の表益田県土整備事務所津和野土木事業所の項中

「

災害用地課	
災害工務課	

」を

「

災害用地課	災害用地係
災害工務第一課	災害工務第一係
災害工務第二課	災害工務第二係

」に改める。

第64条第6項中「、業務課」を「業務課を置き、同課に業務係及び施設係」に改め、同条第7項の表業務部の項中「業務部」の次に「（松江県土整備事務所及び出雲県土整備事務所にあつては、第11号から第16号までに規定する事務を除く。）」を加え、同項第15号及び第16号中「出雲県土整備事務所及び」を削り、同項の次に次のように加える。

用地部（松江県土整備事務所及び出雲県土整備事務所に限る。）

- (1) 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
- (2) 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
- (3) 農地等の換地に関すること（県営分に限る。）。
- (4) 治山・林道事業に伴う補償に関すること。
- (5) 一般国道9号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること（出雲県土整備事務所に限る。）。
- (6) 一般国道9号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること（出雲県土整備事務所に限る。）。

第65条第3項の表以外の部分中「左欄に掲げる」の次に「部」を置き、浜田河川総合開発事務所及び同欄に掲げる部にそれぞれ同表の中欄に掲げる」を加え、同項の表を次のように改める。

部	課又はスタッフ	係
業務部	業務課	業務係

工務部	第二浜田ダム建設課	第二浜田ダム建設係
	第二浜田ダム施設課	第二浜田ダム施設係
	第二浜田ダム道路課	第二浜田ダム道路第一係、第二浜田ダム道路第二係
	波積・矢原川ダム建設課	波積ダム建設係、波積ダム道路係、矢原川ダム建設係
	技術管理スタッフ	

第69条第1項の表中

「

支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	を
----	-----	--------------------------------	---

」

「

支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	に改め、同
指導所	指導所長	上司の命を受け、指導所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	

」

「

条第2項の表中

島根あさひ社会復帰促進センター診療所	を
--------------------	---

」

「

島根あさひ社会復帰促進センター診療所	に改める。
心と体の相談センター	

」

第71条第1項の表法令によるものの部島根県社会福祉審議会の項中「島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成10年島根県条例第22号）」を「島根県社会福祉審議会条例（平成25年島根県条例第34号）」に改め、同表条例によるものの部島根県青少年問題協議会の項を削り、同部島根県みつばち転飼調整審議会の項中「島根県みつばち転飼調整審議会」を「島根県蜜蜂転飼調整審議会」に、「みつばちのほう群」を「蜜蜂の蜂群」に改める。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

附則第5項中「浜田県土整備事務所」を「、浜田県土整備事務所」に、「及び」を「並びに」に、「県央県土整備事務所」を「、県央県土整備事務所」に改め、「災害工務係」の次に「、浜田県土整備事務所業務部用地第一課災害用地係及び土木工務部災害工務課災害工務係」を加え、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（存置期限）」を付す。

附則第6項中「及び災害工務課」を「、災害工務第一課及び災害工務第二課」に改め、同項を附則第4項とし、附則中第7項を第5項とし、第8項から第37項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。